

## 議案第 59 号

### 普通財産の減額貸付について

次のとおり普通財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 貸付をする財産 土地

(1) 所 在 小田原市下大井字松葉 75 番 1

(2) 地 目 宅地

(3) 面 積 689.82 平方メートル

#### 2 貸付の目的

旧曾我支所の活用に係る民間提案募集において採用された地域の活性化を図る施設の敷地として使用する。

#### 3 貸付の相手方 小田原市国府津二丁目 4 番 4 号

B L E N D

杉山 大輔

#### 4 貸付の金額 月額 15,210 円

貸付料は、固定資産税評価額が改定する年の翌年の 4 月 1 日に税相当額に改定する。

#### 5 貸付の期間 契約を締結した日から 10 年間（事業用定期借地権設定契約）

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦